

介護保険のお知らせ

●施設に入所した場合に食事費用が軽減されます

介護保険施設に入所した場合、1日780円の食事費用が必要となりますが、所得状況などにより300円または500円に減額されます。

軽減対象者	軽減額
①市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者など	300円/日
②上記以外の市民税非課税世帯	500円/日



●サービスを利用したときに支払った利用者負担の一部が戻ります

1カ月に支払った利用者負担額（1割分）が基準額を超えた場合には、基準額を超えた額が払い戻されます。



区分	基準額
①市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者など	1世帯/月 15,000円
②上記以外の市民税非課税世帯	1世帯/月 24,600円
③市民税課税世帯	1世帯/月 37,200円

手続きに必要なもの…

◎1カ月分の領収書、本人の印かん、本人の振込先口座番号（郵便局以外）

（問合せ）介護給付係 ☎89-2157

在宅の重度障害者(児)に 手当が支給されます

○特別障害者手当

対象…20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護を必要とする人

支給額…月額26,520円

※障害者本人または扶養義務者の前年分の所得が一定額以上の場合や、施設に入所している場合は支給されません。

○障害児福祉手当

対象…20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする人

支給額…月額14,430円

※障害児本人または扶養義務者の前年分の所得が一定額以上の場合や、施設に入所している場合、障害を事由とする公的年金を受けている場合は支給されません。

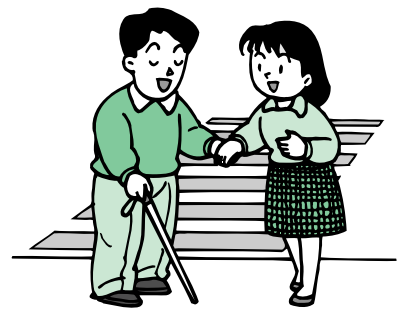
★いずれも

手続き…ふれあい福祉係に、認定請求書、医師の診断書、所得状況届を提出してください。手続きに必要な書類は、ふれあい福祉係⑩番窓口にあります。

支給月…5月、8月、11月、2月の年4回。

請求の翌月分から支給されます。

※障害児の手当には、このほかにも特別児童扶養手当、療育援助費があります。



児童手当の現況届を忘れずに

児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。この届け出は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

届け出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

期間…6月20日(月)～24日(金)・27日(月)

場所…第1庁舎 市民室

※なお、届け出が必要な人には、ご案内を送付します。

（問合せ）ふれあい福祉係 ☎89-2153